

(事業の目的)

第1条 株式会社 心玉が開設するダスキンヘルスレント知多半島ステーション(以下「事業所」という。)が行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員(介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、又は都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)を提供することを目的とする。

(事業の基本方針)

- 第2条 特定福祉用具販売において、事業所の専門相談員は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的とする。
- 2 特定介護予防福祉用具販売において、事業所の専門相談員は、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。
- 3 本事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 名 称 | ダスキンヘルスレント知多半島ステーション |
| 所在地 | 愛知県半田市栄町 1-6         |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人 (常勤兼務、他の事業に兼務(福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与))  
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 2 専門相談員 7人 (常勤専従3名、他の事業に兼務(福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与))  
専門相談員は、特定福祉用具販売計画(特定介護予防福祉用具販売計画)の作成・変更等を行い、特定福祉用具の販売を行うとともに、利用者に対し、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。
- 1) 特定福祉用具に関する相談援助、2) 特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検、

- 3) 利用者の身体の状態等に応じた特定福祉用具の選定、4) 特定福祉用具の使用方法的指導
- 3 事務職員 1人

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日  
日曜・祝日を除く毎日（但し8月13日～15日、12月30日～1月3日を除く）
- 2 営業時間  
午前9時から午後6時とする。

(事業の提供方法)

第6条 事業の提供に当たっては、事業所は以下のことを遵守するものとする。

- ① 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報等を説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。
  - ② 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認する。また、既に認定審査会意見があるときには、それに配慮する。
- 2 事業所は、正当な理由なく指定特定福祉用具の提供を拒まない。

(指定特定福祉用具の品名及び販売費用の額等)

第7条 指定特定福祉用具の品目は以下のとおりとし、品名ごとの販売費用の額は、目録に記載しておくものとする（パンフレット添付）。

- ① 腰掛便座
  - ② 特殊尿器
  - ③ 入浴補助用具
  - ④ 簡易浴槽
  - ⑤ 移動用リフトのつり具の部分
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、別表の額とする。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、特定福祉用具の品名、販売日、並びに料金を記載した、領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡東浦町、知多郡阿久比町、知多郡美浜町  
知多郡南知多町、知多郡武豊町とする。

(特定福祉用具の保管)

第9条 衛生的な管理している福祉用具を提供するとともに、従業員の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。

（事故発生時の対応）

第10条 専門相談員等は、事業の提供により事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等に報告を行うものとする。

- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとする。

（利益供与の禁止）

第11条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（秘密保持）

第12条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

（苦情・ハラスメント処理）

第13条 事業所は、サービスに係る利用者又はその家族からの苦情、ハラスメントに迅速且つ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により市区町村が行う質問若しくは照会に応じ、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。

（人権の擁護及び虐待等の防止等）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止等の為の次の措置を講ずる。

（1）虐待防止に関する責任者の選定 責任者：玉井伴恵

（2）虐待防止のための指針の整備及び対策委員会の設置、従業員に対する啓発と定期的な研修の実施

（3）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（4）その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所はサービスの提供中に、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを行政等に通報する。
- 3 事業所は、サービスの提供にあたり、当該利用者の生命又は身体を保護するために緊急及びやむを得ない場合（以下、『緊急時』という。）を除き身体拘束に関わる提供を行わない。

なお、緊急時の提供にあたっては医療・介護のサービス従業者・利用者の家族・行政等の意見を基に行う。

(業務継続計画)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時においても利用者に対するサービスを継続するために業務継続計画を策定する。なお、当該計画については、従業者に周知徹底し、必要な研修及び訓練を定期的実施する。又、定期的に見直しを行う。

(感染症対策)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、半年毎に対応を検討する対策会議を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るとともに、対応方法を整備する。  
又、従業者に対し、感染症対策の研修及び訓練を年定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 従業者に身分を証明する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。また、第7条第1項の目録は、常時、事業所に備え付けておくものとする。
- 4 第7条第4項のサービス提供記録、第10条第2項に規定する事故発生時の記録、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。
- 5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社心玉と当事業所の管理者との協議に基づいて定めることとする。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。